

## 秋田県立医療療育センター寝具類賃貸借契約書（案）

地方独立行政法人秋田県立療育機構 理事長 遠藤博之（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、秋田県立医療療育センター寝具類賃貸借について次のとおり契約を締結する。

### （貸与品及び貸与価格）

第1条 乙は、別表仕様明細表に記載する寝具類（以下「貸与品」という。）を同表記載の単価（消費税額及び地方消費税を含む。）により甲に提供するものとする。

### （使用場所）

第2条 貸与品の使用場所は、秋田県立医療療育センター（以下「センター」という。）とし、センターまでの往復に要する運搬費用は乙が負担するものとする。ただし、甲は、センター内における貸与品の管理保全について一切の責任を負うものとする。

### （使用方法）

第3条 貸与品の交換は、週1回とするが、敷布団、掛布団、毛布及び枕については甲の要請により必要の都度行うものとする。ただし、乙が労働争議、天災地変その他の事情によって業務を遂行できなくなった場合、社団法人日本病院寝具協会は、業務代行保証に基づきその業務を代行するものとする。

2 甲及び乙は、未処理品（洗濯などを要する寝具類）及び処理品（洗濯などの完了した寝具類）の受払いに当たっては、正確に行わなければならない。

### （請求及び支払い）

第4条 乙は、毎月10日までに、前月分の賃貸借に関する報告書及び請求書を甲に提出するものとする。また、合計額に円未満の端数を生じた場合の端数は切り捨てるものとする。

2 甲は、前項の報告書及び請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に賃貸料を支払わなければならない。

### （損害賠償）

第5条 甲が貸与品を紛失、破損その他の理由により乙に返還できないときは、甲乙協議の上、弁償金を定めるものとする。

(契約期間)

第6条 この契約の期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(遵守事項)

第7条 乙は、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月12日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）のに定める衛生基準に従い寝具類を適正に処理しなければならない。

(契約保証金)

第8条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を、地方独立行政法人秋田県立療育機構契約事務取扱規程第29条第6号により免除する。

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務の処理に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(調査等)

第10条 甲は、乙の業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、この契約について業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(解除等)

第12条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙の業務の処理が不相当と甲が認めたとき。
- (3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第 14 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 15 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 3 通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 秋田市南ヶ丘一丁目 1 番 2 号  
地方独立行政法人 秋田県立療育機構  
理 事 長 遠 藤 博 之

乙

丙 東京都中央区日本橋兜町 1 6 - 5  
一般社団法人 日本病院寝具協会  
理 事 長 小野木 孝 二

## 別表

## 仕様内訳書

品名	使用目的	年間予定数量 (組, 枚)	単価(消費税含む)	契約金額
寝具	入所児童用、母子入院小児用	13,269 組		
寝具	手術付添保護者用、母子入院保護者用	2,000 組		
寝具	当直医師用	365 組		
寝具	静養室用	36 組		
寝具	夜間看護職員用	365 組		
寝具	生活介護事業用	1,100 組		
寝具	当直員用	365 組		
バスタオル	病棟、生活介護事業用	36,500 枚		
フェイスタオル	病棟、生活介護事業用	24,500 枚		
タオルケット	病棟、生活介護事業用	550 枚		
病衣(上)	病棟、生活介護事業用	200 枚		
病衣(下)	病棟、生活介護事業用	180 枚		
ガウン	病棟、生活介護事業用	10 枚		
合計				

※寝具1組には、掛布団、ベッドパット、肌掛毛布、包布、敷布、枕、枕カバーを含む。

※なお、契約金額はあくまでも予定であり、実績金額とは異なるものである。